

◎青少年が安全に安心してインターネット

ネットを利用できる環境の整備等に

関する法律

(平成二〇年六月一八日法律第七九号)(衆)

一、提案理由(平成二〇年六月六日・衆議院本会議)

○玄葉光一郎君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、インターネットにおいて、犯罪、自殺及びいじめ等の青少年の健全な成長を著しく阻害する青少年有害情報が多く流通し、それによる青少年の被害が絶えない現状にかんがみ、表現の自由を保障しつつ、青少年がこのような有害情報に接することを少なくするとともに、安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進することを目的として、所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、青少年が安全に安心してインターネットを利用でき

るようにする施策の推進に当たっては、青少年みずからがインターネットを適切に活用する能力を習得することを旨として行われなければならないこととし、また、民間における自主的かつ主体的な取り組みが大きな役割を担い、国または地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならないこととする基本理念を定めるものとする。

第二に、その施策の基本方針等を定めた基本計画を策定するため、内閣総理大臣を会長とし、関係大臣で組織されるインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議を設置するものとする。

第三に、国及び地方公共団体は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、必要な施策を講ずるとともに、その効果的な手法の開発、普及のための研究支援及び情報収集等の必要な施策を講ずるものとする。

第四に、携帯電話事業者は、青少年にインターネット接続サービスを提供する場合、保護者がフィルタリングサービスの利用をしない旨の申し出をした場合を除き、その利用を条件として、インターネット接続サービスを提供することとするなど、インターネット関係事業者が青少年のフィルタリングサービスの普及及び利用を促進するための措置を講ずるものとする。

第五に、サイト管理者等の特定サーバー管理者は、青少年有害情報が発信されていることを知ったときは、青少年による閲覧ができないようにするための措置をとるよう努めるものとする。

第六に、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア等に関する調査研究及び普及啓発または同ソフトウェアの技術開発の推進に係る業務を行う者は、フィルタリング推進機関として、総務大臣及び経済産業大臣の登録を受けることができるものとする。

第七に、国及び地方公共団体は、フィルタリング推進機関を含むインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体または事業者に対し、必要な支援に努めるものとする。

第八に、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

また、インターネット上の違法情報の閲覧防止措置を講じた場合におけるサーバー管理者の当該情報発信者に対する損害賠償の制限のあり方について、この法律施行後、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

と。

以上が、本案の提案の趣旨及びその内容であります。本案は、本日青少年問題に関する特別委員会で、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものでございます。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。以上です。

二、参議院内閣委員長報告(平成二〇年六月一日)

○岡田広君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、フィルタリングソフトの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院青少年問題に関する特別委員長玄葉光一郎君より趣旨説明を聴取した後、法律案の提出者、上川内閣府特命担当大臣等に対して質疑を行ったほか、三名の参考人から意見を聴取いたしました。

委員会における主な質疑の内容は、違法有害情報の判断主体、インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議の役割と基本計画の内容、事業者、民間団体に求められる取組とそれらへの支援等でありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し八項目から成る附帯決議を行いました。

……………(略)……………
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年六月一〇日)

政府は、本法の制定に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、インターネットが、青少年を含む全てのの人々にとって、社会参画と幸福追求のための極めて重要な手段となっているこ

とに留意し、個人や少数者を含む多様な主体がインターネットを利用した表現の自由、多様な情報に関する情報発信やアクセスを不当に制約することのないようにすること。

二、内閣総理大臣のリーダーシップの下、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に関し、政府一体となって、広報啓発活動を積極的に行い、広く周知徹底を図ること。

三、情報リテラシー・モラル教育を学校教育等あらゆる機会を利用して拡充するとともに、保護者等への更なる理解の浸透を図ること。

四、フィルタリングの基準設定の内容によっては、インターネット利用に際しての表現や通信の自由を制限するおそれがあることを十分に認識し、その開発等に当たっては、事業者及び事業者団体等の自主的な取組を尊重すること。また、事業者等が行う有害情報の判断、フィルタリングの基準設定等に干渉することがないようにすること。

五、本法第三十条各号に定める者の自主的、主体的な取組を最大限尊重するとともに、それらの者に対し、財政支援等を行うよう努めること。

六、子どもの発達段階に応じたきめ細かな設定が可能となる携帯電話及びインターネット端末用のフィルタリングサービ

ス、閲覧制限の範囲を最小限にとどめる技術の実現等、インターネットに関する技術の進展に速やかに対応できる体制の整備に努めること。

七、インターネット上の違法情報対策については、本法の措置に基づく民主導の取組を注視すること。また、公務員の告発義務から行う司法手続きを基本とした対応を行うこと。

八、海外から発信されるインターネット上の違法有害情報対策に関する国際協力の在り方について、広く検討すること。

右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。